

準備書面(18) 原告番号	論点	情報隠匿行為	否定シヨ素問問題	20mSv、学校再開問題	集団避難問題	山下発言
1001～3		福島第一原発事故の後、国も県も必要な情報は何もくれませんでした。3月15日から福島市は大変な高線量を記録していたことを、私は、ずっと後から知りました。もし、当時知っていたら、速断してある未を置いて、福島を逃げ出したと思います。そうすれば、子どもたちの被害は、大福に減らすことができたはずですが。		「3月20日ころ、予定どおり分科会の卒業式が行われました。卒業式は行の案内を受け、どうするべきか考えず参加したのではありません。避難して出席した子どもも多かったのですが、参加した人たちは、皆さんが、声援の中、戸惑い、迷いながら参加していた事を知りました。4月6日には、小学校の入学式が行われました。入学式には、梅どの子が出席していました。そして、何もなかったかのように授業が始まりました。しかし、何故、高線量にもかかわらず小学校を始めなければならなかったのでしょうか？」	福島原発事故の数日後、原告1の1(長男)、1の2(長女)、1の3(母)の身体に、そろそろ赤い湿疹が現れた。その後、原告1の1は、喘息がひどくなり、4月半ばころから、さらに大量に鼻血を出すようになった。今までなかったことでもあった。一旦出始めると、容易に止まらず、ティッシュがいくらかあっても足りなかった。出血量が多くなり、血圧が下がることが、フラフラして、倒れることもあった。就寝中に鼻血が多かったので、枕にタオルを何枚も敷いて寝かせた。半月後には、原告1の2も同様に鼻血を出すようになった。	
4001～3		「大震災の当時、私は放射線被ばくについて何の知識もありませんでしたので、どこに避難することもできません。そのまま福島市内で生活を続けました。」(F4の2号証1ページ)。そして4、5月頃になつて、周囲の子どもたちが引越して行くのを見て、放射能について勉強するようになり、ようやく6月1日に子どもを保護に行かせた(同号証2ページ)。平成24年秋ころ、新築にアパートを借りて避難しました。国や県が子どもを差別に違い、避難生活を断念し、福島に戻った(同号証3ないし4ページ)。国や県が子どもを避難を公的に支援し、被ばくの影響について広報してはくれれば、風見もなかったと思う。		「(中略)20mSv/年というありえない線量で学校再開を評したことで、私のように避難したくてもできない事情を抱えるたくさんの方の子どもたちには日々被ばくを心配なくされているのです。」	2011年6月16日、原告1の1が血液検査を受けたところ、白血球が2300まで減少していることがわかった。 福島原発事故の後、原告1の1は、嘔吐と皮膚病で苦しんできた。原告1の2は、しばしば頭痛に悩まされるようになった。また、二人とも体のたるさを訴えるようになった。福島第一原発事故前は、そのようなことはなかった。原告1の3も体調が悪く、「下肢機能不全症」という診断を受けている。腫瘍検査を甲状腺エコー検査では、原告1の1も1の2もA2判定で、多発性腫瘍があると診断された。	
6001、2		「福島第一原発が事故を起こすことなど考えたこともなく、事故を起こした場合の危険性も知らず、放射能から防護する方法も知りませんでした。否定シヨ素問のことも知りませんでした。テレビで『直ちに放射能がない』というのをそのまま信じているしかありませんでした」 月舘町は、飯館村から山を越えた北西に位置してお月舘町は、飯館村から月舘町にかけて放射能で相当汚染されたが、向人が汚染状況について知っていたのは4月下旬ころであり、それより、向人は月舘町の汚染された井戸水や飯館村の浄水場から運られてくる汚染された水道水を、全く警戒心なく飲用に用いていた。「もっと早くスピーディー等による放射性物質の汚染が伝えられていれば、被ばくを減らすために、様々な対策がとれたと思うと、悔しくてなりません。」		「平成23年4月の新学期は、高線量だったのに、予定どおり始まりませんでした。私は、娘の小学校の行き帰りを車で送迎し、朝に外遊びを控えさせ、マスクを着用させました。食料には気を配りました。(中略)娘はずつとマスクを履いていました。『暑いから外娘にマスクを外すよう指導するようになり、夏になると、担任の教師が子どもはだんだん外へ出すようになり、夏になると、担任の教師が私と話をしても、担任は聞く耳を持たず、娘に対し、何度もマスクを外すよう求めましたが、平成24年の中で最後まで頭髪マスクを外すようになりませんでした。』	原告6の1(娘)は、健康状態の顕著な悪化はないが、県民健康調査では、甲状腺癌が見つかっており、原告6の1、6の2(母親)とも、原告6の1の将来に大きな不安を抱えている。	

型無審査(18) 原告番号	情報提供内容	安定ヨウ審判問題	20mSV・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
13の1~4	原告13の4は、3月11日から14日までの間、いわき市に滞在し、12日、13日は子どもを連れてスーパの列に並ぶというつもりで、14日に避難するかどうかが話し合い、いったんは避難指示が出たからしよう」と決めたものの、不安が募り、15日版に長女の熱を押しつけて東京のおじの家に避難した(甲13の2号証1~2ページ)。SPEEDの子制結果が閲覧されることなど、原告13の4に被害が与えられていたなら、同原告が、子どもを連れて屋外のスーパの列に並ぶなどしなかった。また、同原告は、2011年4月頃、いわき市内の祖母宅で、近くの山で採れたキノコを家族で食べている。当時はお腹が痛くなったため、同原告らは家族で食べてしまったが、現在では、このことを大変後悔し、思い出だけで胃が痛くなる、と述べている。	甲状態エコー検査の結果、蓄泡や結節が確認されている。	文科省による年間20mSVへの基準引き上げについて、私はそのことを聞いた時、すぐにおかしいと思いました。それでは今まで基準にしてきた数値は一体なんだったのでしょうか。この数値では5年で影響が100mSVになってしまう。子どもたちはまだまだこれから生きる大切な動物です。その大切な子どもたちを実験台にされるのはたまりません。	原告13の1(長女)、同13の2(二女)、同13の3(長男)に顕著な健康被害が生じていない。しかし、二人とも福島原発事故の後、足の痛みを訴えて立なくなってきたことがあったこと、ホールボディカウンターで放射線が検出されたこと等から、子どもたちの将来に強い不安を抱き、精神的苦痛を感じている。	「(朝山に)戻ってからも聞かなく、素直に二人で見ていたテレビで、長崎から来た、長崎市の山下俊一教授が、『このくぐららの放射線は怖くない』、意を付けても、高濃度を干しても問題ない。』と発言しているのを見て、『大丈夫なんだ』と自らに言い聞かせる。そこから、1週間くぐららの間は、地産野菜を、干し物以外は食べて、意を付けて生活をする。しかし、インターネット上の情報で、それとは対比する情報を知覚目にするにつれ、山下氏の発言の方に不信感を覚え、もとの『家を締め切り、出来るだけ子どもを屋外に出さない』生活に逆戻りする。」
17の1, 2	原告17の2は、3月19日の夜、妻子だけでも避難させようとして、高橋の家に避難したが、3月28日に妻子を再び朝山に居させている。その後、朝山に避難してからも、高濃度を干しても問題ない」という発言をテレビで見て、その後通問程度は意を付けて、地元の野菜を食べた。	甲状態エコー検査の結果、蓄泡や結節が確認されている。	(20mSVへの基準引き上げについて)「何てことをするのかと思う。国民に対する裏切り行為だと感じた。原発事故以上に、世も末だと感じた。讀んで考えても、少なくとも子どもや妊婦を全て避難を強制した上でやるべき対策だと思った。子どもや妊婦を置いたまま安全基準を20倍に引き上げるといふことは正気の沙汰ではないと感じた。しかし、その正気の沙汰ではないことが政府主導で行われ、そのことに追随する地元行政、それを信じようとする周囲の人々の反応を見て、ここに長く留まることは危険だと感じた。」 同原告は、被告側から子どもに強い放射線量が異常に高いことと気づいていた。しかし、実際には支援のないままに避難生活を続けざるを得ず、また、幼稚園も再開されているために通問をさせ、振返りをさせてしまった。	原告17の1(長男)は、今のところ、健康状態に特段の問題はないが、甲状態エコー検査で、小さな蓄泡があるとされた。 原告17の2(父親)は、福島原発事故発生直後の高濃度の時期(2011年3月19日まで)及び同年3月28日から同年8月11日までの間、原告17の1を高濃度の朝山で生活させてしまったことを深く悔やみ、精神的苦痛を感じている。	「(朝山に)戻ってからも聞かなく、素直に二人で見ていたテレビで、長崎から来た、長崎市の山下俊一教授が、『このくぐららの放射線は怖くない』、意を付けても、高濃度を干しても問題ない。』と発言しているのを見て、『大丈夫なんだ』と自らに言い聞かせる。そこから、1週間くぐららの間は、地産野菜を、干し物以外は食べて、意を付けて生活をする。しかし、インターネット上の情報で、それとは対比する情報を知覚目にするにつれ、山下氏の発言の方に不信感を覚え、もとの『家を締め切り、出来るだけ子どもを屋外に出さない』生活に逆戻りする。」
24の1, 2	「テレビでは、メルトダウンには至っていないし、そんなに重大なことではないような報道で、私ら、そんなに心配していません」「メディアも伝えないし、行政も教えてくれませんでした。今では、朝山でも3月15日から高い濃度を記録していたことが判っています。私は、行政から正しい情報を知ることが出来た。もっと早く適切な行動をとることが出来た。せつなく一日避難した二女を朝山に戻すこともなかったと思います。残念でなりません。」	二女の小学校の卒業式は3月23日に予定されていましたが、3月31日に延期されました。私は、二女を出発させず、私が代理で卒業式を受け取りました。4月11日には中学校の入学式がありました。私は、不安はありませんが、二女を戻すことにしました。(中略)文科省が学校再開の基準として20ミリシーベルトという基準を出しましたが、当時は、その問題も判りませんでした。」	二女(原告24の1)は、2011年6月ごろから体調が悪く、下痢、吐き気を訴え、同月下旬には、異常な嘔吐を繰り返しているが、母親(原告24の2)の体調がすぐれず、膠原病と診断された。 原告24の1, 2は、2011年7月まで原告24の1が高濃度で生活してしまっただけで、原告24の1の将来の健康状態を心配し、精神的苦痛を感じている。	4月11日には中学校の入学式がありました。私は、不安はありませんが、二女を戻すことにしました。それは、山下俊一氏の発言が影響しています。山下氏は、朝山にラジオで、『福島は安全である。マスクをする必要はない。子どもを外で遊ばせていい話をしていました。これを信用していたわけではあります。朝山から来た先生などという話もあつたし、危険だつたら、行政が住民を守ってくれるはずだと思つたのです。」	

準備書面(18) 所在番号	課題	情報提供状況	不安定な育ち問題	20m5v・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
26の1~4		原告26の4は、仙台市で居住して震災に遭い、3月12日以降も余震の恐怖で買出しなどのため、子どもたち(原告26の1~3)と屋外にいることが多かった。3月12日は近所の人から原爆が爆発したから戸外に出ない方がいいとアドバイスを受けても、気にしすぎたかと思っていた。原告26の4は、子どもの被ばくに関する考え方の相違が6月中旬の風潮にまで発展し、平成24年7月からの約1か月間と同年9月の約1年1か月間の2度にわたり、総量の高い川俣町に居住した。被害国が、放射線に関する情報やそのリスクに関する正しい知識を国民に提供していれば、子どもの被ばくを心配する国民の心情を、夫やその両親も理解したであろう。	甲状腺エコー検査の結果、腫瘍や結節が確認されている。	「自宅に戻ってから、長男は、小学校に通い出しました。4月下旬、文科省が年20ミリシーベルトまでであれば通常どおり学校活動をさせていいとの通知を出しましたが、この報道に接したとき、私は、子どもたちを預かっているのだと思いましたが、子どもたちを預かっている、とも感じました。私は、長男が通う小学校に対し、学校や通学路の放射線を測って普救を求めたり、検査を食わせたくないこと、了承を求めたり、子どもの被ばく量を少しでも少なくするために活動しましたが、学校の理解はほとんどなく、疲れを感じました。」	原告26の1(長男)、同26の2(長女)、同26の3(二女)及び同26の4(母親)は、福島原発事故当時仙台市内で住んでいたが、子どもの被ばくを心配する原告26の4と、心配しない当時の夫との間でトラブルが続き、そのころ等に被害されて、原告26の1~4の居住地は、仙台市→秋田市→仙台市→小梅市→仙台市→秋田市→仙台市→川俣町(原告26の4の妻)、一川俣町→仙台市→東新市と転々としてきた。原告26の4の精神状態が悪かったこともあり、2度も総量の高い川俣町に子どもたちを住まわせたこと、原告26の4は既に病んでいる。子どもの被ばくを避けたくないと考える原告26の4と、そのことを害に介さない当時の夫との間での間にできた溝は深く、そのため、原告26の4は、精神のバランスを崩し、他に頼る人もいなかったことから、2度におたつた子どもたちを川俣町で生活させてしまった。3人の子どもたち(原告26の1~3)には、甲状腺に腫瘍があり、母親(原告26の4)の甲状腺には2cmの腫瘍がある。そして、原告26の2、同26の3の血算検査では、サイログロブリン値が異常値を示していた。	山下発言
28の1~3		3月12日未明、10キロ圏に避難指示が出たため、妻と子(原告28の1、3)は、浪江町北西部の津島高校に避難し、3月15日まで滞在した。浪江町民が12日から15日までに避難していた津島地区が、実は15日の放射線物質大量放出により深刻に汚染されたことが明らかになっている。政府事故調も「(福島第一原発の)北西地域について15日は屋内避難として、16日に避難するなど、適切な避難経路の予測にSPEEDIの結果は活用できるとしていた」と、SPEEDIによる予測結果を、避難経路の決定に用いるべきであったことを論じている。ところが、当時、SPEEDI計算結果は公表されず、浪江町役場にも伝達されなかった。せめて浪江町にだけでなく、北西方向へ帰る住民の予測が伝達されていれば、津島地区へ住民を避難させるという判断はありえなかったはずである。	甲状腺エコー検査の結果、腫瘍や結節が確認されている。	「学校は行政に従うだけの機関なので、言われた事しかできません。屋外プールの水泳授業をする際にストロンチウム137の測定をしていない状態で、水泳の授業をしているくらいです。」このように学校再開の異常性については知っているが、具体的な問題と仕事の問題があって、子どもと一緒に避難することができない。	原告28の1(長男)は、福島原発事故後、悪邪をひきやすくなくなったが、聖蹟地区で3日間生活したこと、その後も福島県内で生活してしまっただけで、原告28の1の健康に多大な影響を与えるか、強い不安を感じている。	
30の1、2		3月12日頃から福島県内全域で高い放射線が記録されたことは、当時全く知られておらず、後になってから知った。もしも当時各地で高線量が記録されたこと、またその後も線量が下がらなかったことなどが正しく伝えられていたなら、単に外出を避けるだけでなく、一時避難する方法としてより被ばくを軽減する方法を取りえたはずであった。	甲状腺エコー検査の結果、腫瘍や結節が確認されている。	「学校は行政に従うだけの機関なので、言われた事しかできません。屋外プールの水泳授業をする際にストロンチウム137の測定をしていない状態で、水泳の授業をしているくらいです。」このように学校再開の異常性については知っているが、具体的な問題と仕事の問題があって、子どもと一緒に避難することができない。	2011年3月7~7月ころ、原告30の1(長男)と同30の2は、新築に鼻血を出していた。原告30の1は甲状腺エコー検査で腫瘍が確認されている。原告30の1の尿検査では、セシウム137が検出されたことがある。原告30の1、2は、原告30の1の将来の健康に多大な不安を抱き、精神的な苦痛を被っている。	

学級番号	議題	情報提供内容	安定ヨウ養育問題	20mSV・学校再開問題	集団避難問題	山下発言	
51の1~4	原告番号	<p>原告51の1(父親)は、事故当時、福島市内に家族と居住していた。1号機でのペントと水漏れ処理があった12日はその事実を全く知らず、屋外で遊覧所の水漏れの手伝いをするなどして過ごしている。ペントを行う以上、その影響をSPEDの計算結果を用いて予測し、影響を受けてであろう住民には情報提供すべきであった。ところが全く情報が提供されなかったため12日、15日のブルーシート敷きの影響を認められなかった住民が多数あった。</p>	<p>年間20ミリシリンダーペントは、当初、大人向けの遊遊遊として出てもましたが、これを文科省は学校の授業開始に伴って児童にも適用しようとした。すでに始まっていた授業を正当化するためのものとしたと考えられませんでした。しかも、福島県内にはそれ程の頻りも無い線量の学校が複数あり、それを正當化するために施設不明の保護を準備して「毎時3.8マイクログラムペントまで可」という通達を出しました。こうした場当たり的な対応の結果、高線量下で多くの生徒が学校に通うという恐ろしい事態を、文科省自身が引き出してしまいました。暴露と言わば福島県教育委員会には、線量の計測もせずには決定しました。平成23年3月末のことです。これが現在の福島の状態を作り出している大きな原因でした。」</p>	<p>「子どもたちの学校は普通は普通通りに始まり、マスクをするように通達をしたり、学校まで送迎をしたりして息子は学校に行かされました。あまりにも学校が「安全だ」というものだから、私の意見に息子が反抗して、家の中はいつも喧嘩が絶えませんでした。」</p> <p>「事前に郡庁の顧問の先生に事情を話して(休業に出かける)承諾をもらっていたのに、2学期になると、その先生から息子や塾生たち全員が無事とされるという事柄がおこりました。息子は部活に出られず、公園で時間をすごしていました。息子が部活に出られないことを知らなかった私は、2学期の終わりに学校から注意され、息子を聞いて語めたところ、「母さんのやっつけていることは、僕にとつて全てマイナスでしかないんだよ。」と語られてしまいました。とてもつらい出来事でした。個人の努力で一時的に耐えることは、こんなにもつらい感情のもつれを伴うのです。」</p>	<p>「子どもたちの学校は普通は普通通りに始まり、マスクをするように通達をしたり、学校まで送迎をしたりして息子は学校に行かされました。あまりにも学校が「安全だ」というものだから、私の意見に息子が反抗して、家の中はいつも喧嘩が絶えませんでした。」</p> <p>「事前に郡庁の顧問の先生に事情を話して(休業に出かける)承諾をもらっていたのに、2学期になると、その先生から息子や塾生たち全員が無事とされるという事柄がおこりました。息子は部活に出られず、公園で時間をすごしていました。息子が部活に出られないことを知らなかった私は、2学期の終わりに学校から注意され、息子を聞いて語めたところ、「母さんのやっつけていることは、僕にとつて全てマイナスでしかないんだよ。」と語られてしまいました。とてもつらい出来事でした。個人の努力で一時的に耐えることは、こんなにもつらい感情のもつれを伴うのです。」</p>	<p>原告51の1(父)は、同年4月3日に自宅に居たが、原告51の2(母)、原告51の3(長男)、原告51の4(長女)は、現在の県外避難を続けている。</p> <p>被告国や同福島県が、子どもたちの被ばくを避けるために集団避難させる等正しい被ばく対策をとらないうえ、原告51の家族は、孤立無援の状態であり、精神的苦痛を被っている。</p>	<p>原告51の1(父)は、同年4月3日に自宅に居たが、原告51の2(母)、原告51の3(長男)、原告51の4(長女)は、現在の県外避難を続けている。</p> <p>被告国や同福島県が、子どもたちの被ばくを避けるために集団避難させる等正しい被ばく対策をとらないうえ、原告51の家族は、孤立無援の状態であり、精神的苦痛を被っている。</p>
その他全般	55	<p>事故後はガソリンや食料を求めて外に並んだり、避難指示区域から避難してくる車隊を迎える準備をしたりして、事故前よりも外にすることが多くいられた。</p> <p>3月15日ころから、郡山市を含む県内全域で高い線量が観測されたことは当時全く知らされておらず、テレビなどで「確信に影響はない」と言われていたために、線量が高いという認識は全くなく、郡山市は安全な方なのだろうと思ひ、マスクをすることもなかった。(甲F55の1号証「ペント」)</p> <p>事故直後に、国や自治体から放射線量に関する正確な知識情報が発信されていたならば、自分の子どもにも生徒にも余計な被ばくをさせなくてすんだ」</p>	<p>一週目で1でも二週目で甲状腺がんが発見された者の少なからず存在する。</p> <p>本件子ども原告ら及びその親たちは、「福島原発事故直後に安定ヨウ養育を服用する機会が与えられていれば」という無念の思いを抱えている。そして、その無念は、これから先、長期間にわたって続くこととなる。</p>	<p>当時中学生だった原告の長男は、福島原発事故前は健康だったが、事故後は、アトピー皮膚病になり、毎日のように「痛い」「腫い」などと訴える等、身体に異変が生じた。ホールボディカウンターでは、セシウム137が検出された。</p> <p>原告51の5は、子どもだけでも避難させたいと考えながら、長男から、「友達をおいて」「自分だけ逃げることはできない。」と泣いて訴えられ、実行できなかった。</p> <p>原告51の5は、長男の体調不良は、被ばくが原因ではないかと考えているし、長男の今後の健康を深刻に懸念していて、精神的苦痛を受けている。</p>	<p>当時中学生だった原告の長男は、福島原発事故前は健康だったが、事故後は、アトピー皮膚病になり、毎日のように「痛い」「腫い」などと訴える等、身体に異変が生じた。ホールボディカウンターでは、セシウム137が検出された。</p> <p>原告51の5は、子どもだけでも避難させたいと考えながら、長男から、「友達をおいて」「自分だけ逃げることはできない。」と泣いて訴えられ、実行できなかった。</p> <p>原告51の5は、長男の体調不良は、被ばくが原因ではないかと考えているし、長男の今後の健康を深刻に懸念していて、精神的苦痛を受けている。</p>		

準備書面(20) 原告番号	情報隠匿行為	安産ヨウ素剤問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	(山下発言) 準備書面20では記述なし
36の1～3	原告36の1ないしが居住していた会津若松市は、県の合同庁舎で測定された線量を公開しているものの、同原告らの生活圏内の線量は発表されていない。3月15日当時に高線量が測定された、長男・長女だけでなく妻と一緒に避難させたいだろう。	父親である36の3自身が甲状腺右葉に9.9mmの嚢胞、左葉に11mmの結節の存在を指摘されている。	「年間20ミリシーベルト（毎時3.8マイクログラムベクレル）という、法律で定められた20倍の被ばくを放射線にたいして感受性の高い子どもたちに認めるのは、目先の経済を優先し、次世代を担う子供たちの健康を軽視するものです。」	子どもたち（原告36の1、2）には自立した病気などはないが、以前より病気にかかりやすくなり、アレルギー症状が出やすくなった。父親（原告36の3）は、2014年6月、甲状腺に嚢胞と結節が見つかった。血液検査では良性との判断だったが結節が少しずつ大きくなっており、半年ごとに経過観察をしている。また2015年に原告36の1～3の尿の検査を受けたところ、3人の尿から、いずれも放射性セシウムが検出され、今後の不安な気持ちでいる。一般には、会津地方は比較的線量が低いとされており、現在、空間線量はかなり著しく低く、掃除機で集めたゴミや空気洗浄機のフィルターからは放射性セシウムが検出されている。原告ら家族は、長期の低線量被ばくや食品の汚染による内部被ばくが由来ガンや様々な疾病などの要因となるのではないかと非常に不安になっている。	
42の1、2	「避難指示が3km、10km、20kmと広がっても、まさか60km以上離れた郡山市までには影響は及ばないだろうと安易に考えていました」（甲F42の2・1ページ）。「そのころ、行政は、安全であるという宣伝しませんでした。（中略）どの程度危険なのかという情報も知識もなかったから、やがて元通りの生活を送るようになってしまいました。」（同2ページ）。「後になつてから、当時はぜひいぶん郡山市も線量が高かったこと、特別に線量の高いホットスポットもあったことなどを知りました。娘もそれなりに被ばくしているでしょうから、娘の将来に不安を感じます。」（同2ページ）。「行政からは、放射能の線量その危険性について、ほとんど情報がありませんでした。安全だという宣伝があったのでした。正確な情報があれば、私は、もっと少かりと被ばく対策をとったし、娘の被ばくも少なくて済んだと思います。」（同2ページ）	43の4は甲状腺に嚢胞の存在が指摘され、43の5は医師から甲状腺が腫れていると指摘されている。	「学校では、もつと子供たちを被ばくさせないための対策に取り組んでほしいなと思います。子どもたちを戸外で体育をさせることが心配でした。夏には、教室にエアコンをつけてやっつけてほしいなと思います。文科省の年20ミリシーベルト通知には、本当に大丈夫なのかと、不安を感じました。」	原告42の1は、当時、仮に被ばくのリスクを正しく知っていたとしても、母子家庭で今の仕事を失うことができない立場であるため、自主避難することは難しかったらろうと考えている。そして、線量が高かった時期、行政の責任で子どもたちを避難させてやっつけてほしいなという思いが強い。	
43の1～5	「私も家族も、原発事故直後に高い線量が記録されたことを知りませんでした。ですから、3月12日13日自宅深窓まで給水所からび、やっとなりに避難したのも15日、栃木に避難したのは16日になつてからです。もし、事故後高線量の放射線が放出されたということを知られていたならば、12日13日も深夜まで給水所ならんだけではないで、家族と一緒に避難していたと思います。そして、子どもたちの被ばくを避けるため、もつともつと速く早い時期に逃げたと思います。」		「文科省は、平成23年4月19日、福島県教育委員会等に対し年20mSvまでであれば、校舎や校庭を利用してよいとの通知を發しました。私は、そのことを聞いて愕然としました。国の基準は1mSvだつたはずですが、1mSvの基準のもとだと、子供がみんな居なくなってしまうから、一方的にあとから都合の良い基準を作つたのでしようが、やり方が全く横暴で、未来のある子どもたちの健康をどう思っているのでしょうか。年20mSv引き上げの問題については、文科省としては本来、1mSvの数字を變更してはならず、1mSvの数字をクリア出来ないエリアの場合には、子供たちだけでも避難させるべきだつたのです。」	原告43の1は、チェルノブイリ原発事故に関する知識があつたため、3月15日に福島県須賀川市の原告43の1の夫に、3月16日には栃木県下野市の原告43の1の会社施設に避難したが、原告43の1の仕事や娘たちの学校もあつたので、3月20日に郡山市の自宅に戻つた。その後、同年10月30日から、43の2～5が新福島に母子避難し、原告43の1が郡山市に残留するという二重生活を選擇して、今日に至っている。原告43の1は、本件原発事故当初、ほとんど情報がなかつたため、避難が遅れたし、いったん避難した後、郡山市に戻つてしまつた。原告43の5は、医者から、甲状腺が腫れていると言われ、原告43の4は、甲状腺に嚢胞があることを指摘されている。原告43の1は、3人の娘の今後の健康を大変心配し、不安に思っている。	

準備書面(20)	論点	情報隠蔽行為	安定ヨウ養問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	(山下榮言) 準備書面20では記述なし	
原書番号 56の1、2	論点	「もともと高線量であった平成23年の3月から夏ころまでの間、私は、中学校の先生が校内の線量を教えてくれたことを除き、自分たちの生活環境などの程度の線量なのか全く分かりませんでした。行政は、その情報をくれませんでした。正しい情報を与えられなければ、私は、会津若松よりもっと早くまで逃げていたかもしれないし、新学期が始まるまでの連絡があっても、郡山に帰っていませんでした。」(甲F56の1・5ページ)	安定ヨウ養問題	「国は、基準値を引き上げて住める場所を拡大するのではなく、もっとも決まっていた年1ミリシーベルトを基準にして、線量の低い安全な場所への疎開や集団避難を実施するなり、住民に対し、自主避難を支援してその選択の機会を与える等の施策をとるべきだったと思います。」	集団避難問題	原告56の2は、平成23年5月ころ、2日続けて大量の出血をした。現在のところ、原告56の2の体調に特段の異変はないが、原告56の1は、息子が中学校の2年間郡山市で生活し、被ばくしたことを心配している。十分な情報なく、新学期開始の知らせを受けて、郡山市に戻ったことを後悔している。そして、学校単位での疎開をしてほしかったと考えている。	
58		「この頃(3月16日)は、市内の汚染状況が一番ひどいときだったことを後で知り、こんなときに、子供たちを長時間、外に出してしまったことを後悔しています。そして、友人にお世話になるからと、友人宅には我が家の畑になっていた野菜を重に沢山積んで行き、それをみんなで食べてしまったことも、それにはヨウ養が付着していたのではないかと思います。」(甲F58・1、2ページ)「事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたのなら、子どもへの被害のことを知っていたら、3月26日に郡山に戻ってこなかったでしょうし、養校もさせませんでした。友人に遠慮し、深く考えないまま、子どもたちを学校にいかせようと思い、郡山に戻ってきてしまったことが、とても悔しいです。」(同・2ページ)	安定ヨウ養問題	「文科省は平成23年4月19日、福島県教育委員会等に対し、年間20mSvまでであれば校舎や校庭などを利用してよいと通知をしました。何も知らなかった私は、本やインターネットでたぐさんの情報を得ました。チェルノブイリ原発事故の時、キエフでは集団避難をさせたことを知りました。情報を少しずつ得ていくと、子供たちに被ばくを強制的にさせている行政に不信感を抱きました。そして今、高線量でないとしても、子供たちが汚染地域で長期に渡り低線量被ばくを受け続けているというところで腹立たしいと思うことは、3時間ルールを設けたのには一つの側面か、保護者の意見も聞かずになくしてしまっただけです。この3時間ルールをきちんと継続してくれていたなら子供たちの被ばくをもっと抑えることができたと思います。除染に関しても、ホットスポットが見つかっていた時に、対応をお願いしても動いてくれないことが何度もありました。本当に、腹が立ちました。」	集団避難問題	甲58は、被ばくについての知識もなく、原発事故について情報も不足していた。そのため、最も線量の高かった平成23年3月16日に新潟の友人宅に子どもを連れて避難し、それに伴い、子どもを戸外に出してしまっただけで、友人に緊急避難で取られた沢山の野菜を持参し、友人の家族と一緒に食べてしまったこと、学校が始まると思い、3月26日には郡山に帰ってきたこと、その後子どもたちを学校に連れて来てしまったことを深く後悔している。そして、行政に対しては、安全だということだけを深く後悔している。正しい情報を住民に与えなかったこと、安定ヨウ養制を配布しなかったこと、学校では戸外の3時間ルールを継続しなかったこと、ホットスポットを見つけても学校が動かなかったこと等に対して、大変腹立たしい思いを抱いている。そして、子どもたちの将来の健康に不安を抱えている。	
60		「3月15日から郡山市も高い空間線量を記録するようになったというのですが、当時、私たちは、そのようなことは全く知りませんでした。だから被ばくを避けるための対策もとりませんでしたし、外出も普通にしています。行政も、安全ですとばかり言っていたし、それを信じていました。3月15日から新聞の片隅に県内各地の空間線量の情報が載っていたと聞きましたが、当時は、そのようなことに気が付いていませんでした。気が付いていても、その意味は全く分からなかったと思います。」(甲F60・1、2ページ)	安定ヨウ養問題	「国は、基準値を引き上げて住める場所を拡大するのではなく、もっとも決まっていた年1ミリシーベルトを基準にして、線量の低い安全な場所への疎開や集団避難を実施するなり、住民に対し、自主避難を支援してその選択の機会を与える等の施策をとるべきだったと思います。」	集団避難問題	今のところ、長男やその後に生まれた二男、長女に健康被害は出ていないが、これから子どもたちが健康を保つことできるのか、大変心配している。子どもたちは今のところ健康だが、原告60の妻が、平成26年10月7日にくも膜下出血で倒れ、同年11月初旬には、腹部に悪性絨毛上皮腫という珍しいガンに罹患していることが判った。既にステージIVで肺と肝臓にまで転移があり、術後もできず、化学療法を受け、小体状態を保っており、いつまた再発する不安である。妻の発病が被ばくと関係があるか否かはわからないが、被ばくと関係がないとは言いきれない。妻が病に倒れたことから、子どもたちの将来も心配である。	

準備書面(20) 論点	情報隠匿行為	安定ヨウ素問題	20mSv・学校再入問題	集団避難問題	(山下発言) 準備書面20では記述なし
原告番号 61	「もしもSPEEDIの情報公開されていて、放射線量が上がる可能性があることを前もって知っていたら、また、実際に高線量が測定されたことをすぐに知らされていたなら、私たち家族は、風向きを考えてすぐに逃げたかと思うんですけど、実際には情報を与えてもらえなかったのですね、当時はそのまま郡山に住んでいましたし、外出もしていました。もっと情報があれば私たち家族の被ばくは少なくて済んだと思っています。」 (甲F60・3ページ)			2011年8月から2014年4月まで娘2人を連れて京都府に母子避難した。母子避難をしたところから、娘たちは、半年に1度程度鼻血を出すようになった。それ以外には娘たちに健康被害は生じていないが、相当量の被ばくをしているし、特に長女は難病に罹患しているため、将来については大変心配している。	
62	「原発事故が起こった後も、当初の1か月くらいはほとんど警戒心をもっていませんでした。安症ヨウ素剤のことも知りませんでした。私が、自宅周辺の空間線量の数値をはじめて知ったのは、5月か6月になって、市の広報を見たときだったと記憶しています。しかし、マイクロシーベルトの数値を見ても、当時は、その持つ意味が分からず、分かっていたのは後になってからでした。」 (甲F62・2、3ページ)	62の長男も甲状腺に嚢胞の存在が指摘されている。		原告62の長男は、甲状腺に小さな嚢胞の存在を指摘されたことがある。また、福島原発事故から2、3年経過してから、絶えず鼻水を出すようになり、平成26年ころ病院で「難聴症」と診断された。長男が難聴症になった原因は分からないが、被ばくも原因ではないかという思いが捨てきれない。	
69の1、2	「福島第一原発事故の後も、3月14日ころまでは、警戒心もなく、娘を連れて外を歩いていた。避難経路を確保するために、窓を開けていたことも多かったのです。」 (甲F69の2・1ページ) 「平成23年3月15日から郡山でも高い線量が記録されていたようですが、当時、そのことは知りませんでした。そのことを知っていたら、すぐにでも我が家を頼って長崎県佐世保市に避難したと思います。」 (同・2ページ)	原告69の1は、県民健康調査で「A2」の判定を受けている。	「4月の新学期、学校は、ほぼ例年通り始まりしました。私は、文科者の20ミリシーベルト通知のニュースを聞いて、怒りを感じました。何の根拠があつてそのような数値を出したのか、理解できませんでした。子どもは驚愕させるを得なかつたので、塾下校は車で送り迎えし、夏でも長袖、長ズボン、帽子を着用させ、マスクもつけさせました。その後、暑くなっても、長袖、長ズボン、帽子を着用させ、マスクもつけさせました。部屋は、一日置きに掃除機をかけ、床は水拭きをしました。家の周りの除染もしました。」 (甲F69の2・2ページ)	平成26年7月、原告69の1は、甲状腺機能低下症と診断された。また、福島県による県民健康調査では、甲状腺に嚢胞が見つかった。原告69の1は、体力が低下し、風邪をひきやすくなった。体調不良には、精神的な要因もあるかもしれないが、放射能による影響もあると思ひ、原告69の2は、娘の将来を大変心配している。原告69の1も不安を抱えて生きている。	

準備書面(27) 論点	情報隠蔽行為	安定ヨウ素和問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言 (準備書面27では記述なし)
原告番号 16の1-5	原告16の5は、3月13日の行動について、「みんな理不足だったたりする中、興奮した長女のケラケラ笑い声が申し訳なくて、実家の隣のソランドが見えるところに座って遊んだりしてしまっていたみたいですが、私たちは知りませんでした。また避難してきた二本松市のほうが、郡山市よりも放射能が高いことも知りました。」と陳述している(甲F16の5・4ページ)。	原告16の2と同16の3は、いずれも甲状腺に多発性囊胞の診断を受けている。	本件事故後、原告16の1~4は、首都府雑郡市に避難していたが、同年4月に入り、学校の再開が伏まないので、やむを得ず、郡山市に戻った。しかし、子どもの体調不良が理由で、同年7月15日から平成25年10月までの間、原告16の1~4は、再び雑郡市に母子避難した。	原告らは、雑郡市で避難生活をつづけていたが、長女(原告16-1)は予告もなしに舞鶴に連れてこられて、いつ帰れるのかも分からない状況で、よくバニックを起こしていた。4月に入り、学校が再開することが決まったのをききかけに(その当時は、母子避難と考えていなかった)ので、学校再開イコール郡山に戻る以外に選択肢が無かった)、4月6日ころ、原告と子ども3人は郡山市の自宅に戻った。	
25の1-3			原告16の5は、「2011年4月19日の文科省の年20mSv引上げを知って、いよいよ福島の人々のことはどうでもいいと思っていて感しました。本来なら文科省は、年20mSvに引き上げるのではなく、集団避難させなすべきでした。」と述べている(甲F16の5・8ページ)。	(学校再開した3月下旬)「いったん、三春町に戻った後も、原告25の2は、長女に再度の避難を勧めたが、長女は、(友達を置いて)「自分だけ避難してもよいのか?」という思いから、容易に避難することに同意せず、その説得に5月末まで要した。小学校高学年や中学生になると、子どもは親よりも友達を大切にす心理的抵抗を感じる。子どもたちを避難させるためには、各家庭の判断に任せるのではなく、行政が集団避難させる必要があったのである。	
32の1-5	原告32の1ないし5は、(中略)事故後の一週間の間も、子どもたちと給水所で並んだり、食料を集めるのに1日に何度も外で並んだりしている(甲F32の4・2ページ)。原告32の4は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知つていれば、できるだけ福島から遠く隠れて避難した」と述べ(同・2ページ)、「さらに国や自治体は、原発事故直後に高い線量が記録されたことをなぜ隠さなければいけなかったのか!?!?と思います。福島市長は甘々と山形方面に避難して、情報を福島県民が知つた時は、すでに彼ばかりで済まされた後のような感じで、すこくがっかりです」(同・2~3ページ)と述べている。	原告32の1~5は、避難したいと思いつながら、父親の仕事の関係から避難できなかった。それでも、原告32の3、4は、子どもの被ばくを避けるため、安全な食料を探し求め、子どもを日常生活を規制する等、注意を払ってきた。学校が再開されれば、子どもを登校させないわけにはいかなかった。	2011年3月12日に家族で避難を決定し、大飯を経由して東京で暮らそうとしていた。ところが、同月下旬、中学校が授業する旨の知らせを聞いた長女(中学1年生)が、福島に戻ることを強く希望したので、原告25の1~3は、やむを得ず家族で福島に戻った。その後原告25の2は、長女は長期避難を認得し続けたが、長女は、(友達を置いて)「自分だけ避難してもよいのか?」と聞いて悩み、容易に結論が出せなかった。同年5月下旬、長女は、ようやく避難を決定し、東京に避難することができた。結局、原告25の1は、高線量だった2011年4月及び5月の2か月間、三春町で生活し、被ばくを余儀なくされた。	原告32の1~5は、伊達市内で生活している。母親である原告32の4は、本件事故直後の1週間、子どもたちと共に、一日に何度も給水所や食料品店で並び、被ばくさせたいことを悔いている。原告32の1~5は、親の仕事のために避難できなかった。原告32の4は、今でも可能であれば、すぐさま子供(原告32の1、2、5)とともに移住したいと考えている。そして、行政に対しては、事故後速やかに集団避難の対策を取ってほしかったと考えている。	

準備書面(27) 論点 原告番号	情報提供行為	安定ヨウ養利用問題	20mSv・学校再開問題	集団隔離問題 山下発言 (準備書面27では記述なし)
35の1、2	原告38の2は、「政府や行政が、当時、SPEEDIの情報など、正確な地域ごとの線量の情報をきちんと公開していたら、伊達市へ避難するということはありませんでした」と述べている(甲F38の2・2ページ)。そして伊達市に避難中、子どもたちも給水を受けるため外で並んだり、個別制限のある食料を買うために全員で買い物に出かけるなどとして、無用な被ばくをした(同・3ページ)。	原告38の3は、県民健康調査でA2の判定を受けている。	本件事故後、原告35の1、2は、いったん埼玉県親戚を頼って避難したが、学校が再開すること等から、平成23年3月下旬、いわき市の自宅に戻った。そして、再開された学校に、原告35の1を呼びよせざるを得なかった。 原告35の2は、「文科省の年20ミリシーベルト引上げについても、外の稼業をして、線量は子供たちにとどけたい影響があるのか心配した。もう少し慎重な判断をしてほしかった」「子供たちが汚染地域で長期間にわたって低線量の被ばくを受け続けるという問題については、行政(国、県、市町村)は、子供たちは身体も小さいし、自分で身を守ることもなかなか難しいので、もっと子供たちの安全性を考えて欲しかったです。」とも述べている(甲F35の2・3ページ)。	小学校高学年や中学生になると、子どもは親よりも友達を大切にす。また正義感から、友達を置いて自分だけが避難することには大きな心理的抵抗を感じる。子どもたちを避難させるためには、各家庭の判断に任せるのではなく、行政が集団避難させる必要があったのである。
38の1~4	「事故直後の地域ごとの線量について、正確な情報がわかっていたら、私たちは伊達市に避難することはなかったと思います。風向きや地形の影響を受けて線量が変わっていった放射線物質がどの方向へ流れていくのか、どうして教えてくれなかったのか、放射線物質が流れていく方向やどんな場所に溜まりやすいのか、などを教えてもらったら私たち家族の避難先も変わっていただけたと思います。政府や自治体は、情報を隠すのではなく、きちんと情報を開示して、人々の少しでも被ばくを少なくするように努力すべきだと思います」	原告38の1~4は、本件事後、伊達市の親戚宅に避難したが、高校進学が決まっていた原告38の3が友達と離れたいと希望したこと、中学校も再開されることになったことから、3月下旬にいわき市に自宅に戻った。 原告38の2は、「文科省が被ばく限度を年間20mSvに引き上げたことについて、おそらく、彼らが予想していた以上に放射線量が上がる。しかし、子供たちの将来の健康を考えると、集団避難をさせるべきだと思った。今後は、被ばく限度を引き上げて私たちにこのような場所に住居させるのは、私たちに今後どのような健康被害が出るのか、私たちが実際に台にしているとは思えません」と述べている。(甲F38の2・7ページ)	いわき市でも、避難先の伊達市でも、母親(原告38の2)は、子どもたち(原告38の3、4)とともに、給水を受けるために給水車の前で、食料を購入するために食料品店の前で並び、子どもたちを被ばくさせた。 長女(原告38の3)は、2013年7月の県民健康調査で、甲F38の1、2は、ひどく心配している。長男(原告38の4)は、今のところ特段の指摘は受けていないが、同じ環境で過ごしてきたから、長男の将来にも不安を抱いている。	

準備書面(27) 論点 原告番号	情報隠蔽行為	安定ヨウ養所問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言 (準備書面27では記述なし)
<p>41の1→4</p>	<p>原告41の2は、テレビの情報では不安なためベソングで知人と情報を集めたが、どう対応して良いかわからなかった。特に行政からの指示はなかった。と述べ(甲F41の2・3ページ)、さらに「信じられる本当の情報がないかわからず、安心する要素が何もありませんでした」(同8ページ)と述べている。さらに「子どもたちの無用な密接をさけるために、本来、国や自治体は、避難の方向で話をされるべきだった」(同8ページ)と述べている。</p> <p>事故直後の線量についてはテレビで言っている程度は知っていたとしても述べているが、その内容は「20マイクログリーンヘルムです。1回のレントゲンで浴びる量から大丈夫です」というもので、被ばく量が軽微されていくことや外部被ばくと内部被ばくの違いも無視した、極めて不正確なものであった。被告国、同福島県が正しい情報と対策を周知させていたなら、そのような情報に驚かされることはなかったであろうし、福島市内に26日まで止まることもなかったであろう。</p>	<p>原告41の3、同41の4は、いずれもA2の判定</p>	<p>原告41の2～4は、本件事故後、いったん埼玉県の原告41の2の責めに避難したが、学校再開の知らせを受けたため、平成23年4月7日に自宅に戻った。しかし、被ばくしなから生活は難しいと感じ、原告41の2～4は、同年5月29日、再び原告41の2の責めに避難した。</p> <p>原告41の2は、「文科省は、平成23年4月19日、福島県教育委員会等に対し、『年内20mSvまでであれば、校舎や校庭を利用してよい』の通知をしたことを聞き、『法律とは別分違って簡単に決まるんだ』と思いました。元の教値で、どう行動すべきかを考えてはしなかったです。基準数値は決まっているのだから、行動を変えなくていいです。今の辺りから数字は何だったのか。』と述べている(甲F41の2・9ページ)。</p>	<p>本件事故直後、子どもたち(原告41の3、4)は、2人とも鼻血をよく出し、服を着ていた。母親(原告41の2)は、雨水の為に、井戸水を使用して1日中手洗いで消毒をしていた。本件事故後も、下記のとおり避難するまで、子どもたちは、買物等で外出をしないでいた。玄關は給水の際には、水を入れた容器を運び込むため、必ず開放していたので、子どもたちは、家においても、相当の外気を浴びていたと考えられる。</p> <p>母親は、一時避難した後、「(自治体から)きつと避難指示が出るんだらう」と思い、長柳移住の家語も固めていたが、結局避難指示が出なかったため、「自分で決めるしかない、待っていられない。」と思いはじめた。</p> <p>学校再開の知らせを受け、同年4月7日、原告41の2～4は帰宅してしまっただけで、その後しばらく福島市で様子を見ていたが、マスクでの通学、窓を閉め切るなどの対応をみて、「これでは夏の生活は難しい」と感じ、5月29日に、埼玉県毛呂山町の母親の実家に再避難した。子どもたちは、6月1日から避難先の小学校に臨校し、まず長女(原告41の2)の甲状態に、次いで長男(原告41の2)の甲状態に、「寝袍」が発見された。原告41の1～4は、原告41の1、2の帰来に大きな不安を抱いている。</p>	<p>山下発言 (準備書面27では記述なし)</p>
<p>64</p>	<p>原告64は郡山市在住である。原告64は、「高い線量が記録されたことを知らなかった」(甲F64)と述べる。また5月頃、草むしりをしたところ、夜中に「今までになく大粒の鼻血」を出し(同2ページ)、さらに翌年5月22日に突然アレルギーが出て足が腫れ上がるなどの症状が出た(同3ページ)。</p> <p>被告国、同福島県が、県内全域で高線量が記録されたことや放射線防護の方法を具体的に周知させていたなら、原告64は、三男に対しても被ばくのために気を配ったと考えられ、三男の無用な被曝を少しでも避けることができた。</p>	<p>原告64の三男には、甲状態に2ミリメートルの被曝が確認されていて、将来に不安を抱いて</p>			

準備書面(27) 論点 原告番号	情報認識行為	安定ヨウ業和問題	20msV・学校再開問題	集団避難問題	山下発言 (準備書面27では記述なし)
65	原告65は、事故直後に県内全域で高線量が記録されたことは当時全く知らなかった(甲F65・5ページ)と述べ、さらに「『直ちに・・・』との言葉に騙され、子どもたちを何度外に出してしまい、雨にも打たれてしまいました」(同11ページ)と述べている。	原告65の3人の子どもたちは、いずれもA2の判定	原告65は、平成23年3月15日、夫及び3人の子どもとも名古屋に避難したが、同日29日、学校及び幼稚園が再開されるため、やむなく郡山に長た。	原告65の家族は、平成23年3月15日に、東京を經由して名古屋に避難した。3月22日に夫が仕事のため、郡山に戻った。そして3月29日、原告と子ども3人は、学校、幼稚園のため、郡山に帰った。しかし、自宅や通学路の線量があまりに高いため、原告65は、子ども3人とともに、平成24年1月4日へ平成25年3月25日まで山形市に避難した。	
68の1～3	原告68の3は、(中略)放射線の危険性を十分調べることができなかったため、長女を卒業式や入学式に出席させた(甲F68の3・2～3ページ)。このことについて「放射線の危険性に無知であったことが本当に悔やまれます」と述べる。そして「事故当時の菅房長官の『ただちに影響はない』の言葉にすっかりたまたまされてしまったという思いがあります」と述べる(同5ページ)。また、事故後の高線量を知っていたとしても放射線の危険性を把握できていない限り、「不安だけれども、どうしてもわかんない」状況に陥ったと思う(同4ページ)と述べており、高線量を記録したことはもちろん、放射線の危険性と、それに対するように対策するべきかという具体的な情報があったことを指摘する。	原告68の1は、甲状腺に5ミリ弱のしこりがみつかっている	本件事故後、原告68の家族は、須賀川市の夫の美家に身を寄せたが、3日後には自宅に戻り、3月31日に開かれた長女の小学校の卒業式、4月1日に行われた長女の中学校の入学式にも、迷いながら出席させた。そして、その後、長男、長女は、授業が始まった中学校に通学した。	平成23年3月11～17日、地震の揺れで自宅室内がめっちゃくちゃな状態になったため、原告68の家族は、須賀川市の夫の美家に身を寄せた。3日後に自宅に戻り、3月31日に行われた長女の小学校の卒業式、4月1日に行われた長女の中学校の入学式にも、迷いながら出席させた。本件事故後、長男は強い眠気を訴えるようになった。平成23年4月に中学3年生になって6月には部活動も引退し、睡眠時間もきっちり確保できているはずなのに「眠い、眠い」と訴えていた。当時の原告68の3は、それがとても不思議でしかたがなく、長男に「眠いの」と聞いたことがあった。原告68の3は、入学した中学校でバレー部に所属し、元気に過ごしていたが、2012年2月、妻の毛が抜けると訴えるようになった。原告は、長女が入浴した後の風呂場を見て抜け毛の多さに愕然とし、これはないと感じ、病院へ連れて行った。診断名は、「円形脱毛症」だった。抜け毛の影響は晩発性なので、今後子どもたちの健康が守られるかどうか、原告は不安でしかたがない。特に、甲状腺ガンが一番懸念される。長男は、甲状腺に5ミリ弱のしこりがみつかっている。	

原簿画面 (53) 原告番号	情報閲覧行為	安定ヨウ養料問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言	
2の1～3	原告2らが暮らしていた小倉寺は、福島市内でも線量が高いことになった渡利地区の西側に位置しており、ここも線量が高かった。しかし、原告2らは事故前に被ばくについて、知識が全くなく、事故当時も被ばくの危険性や線量について、被告国や県からの情報がいなかったため、3月18日まで小倉寺に居住していた。このように、原告2らは、被告国および県のいすれからも線量や被ばくに関する知識を得られなかったために、福島市内で高線量が検出されるにいたった後も3月18日ころまで、より低線量の地域に避難することができず、無用な被ばくを余儀なくされた。	被告国や県から原発施設からの放射能流出に関する具体的な情報が示されなかったが、本水道が断水したため、原告3らは、家庭用水として、井戸水や自宅裏の河川水を利用して、「あまり外へ出るな」というアドバイスを受け、事故発生から断水が回復するまでの、数日間、無防備に汚染水を体内に取り込むこととなった。そして原発が二度目の爆発を起こした後も、「速行する」という発想にいたらず、自宅から500メートルほどの場所にある原告3の3の美家の畑で野菜をとって食べていた。	原告3の1は、平成23年4月から学校が再開され、不安を感じていたものの、学校からの指導があったので、小学校への通学を再開したものであり、被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いたことにより無用な被ばくを被ったものである。	原告2の1、3は、再開した幼稚園に原告2の1を通わせるために線量の高い福島市に戻ったのであり、その後もしばらく福島市内にとどまっていたのは、被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いたことによるものである。	現在のところ、息子に健康影響は出ていないが、原告2の2及び2の3は、息子に相当の被ばくをさせてきたから、将来健康影響が出るのではないかと不安を抱えて生きている。被告国や県が子どもたちだけでなく自らの責任で避難させていけば、原告2らがこのような不安を抱く必要はなかった。	
3の1～3	被告国や県から原発施設からの放射能流出に関する具体的な情報が示されなかったが、本水道が断水したため、原告3らは、家庭用水として、井戸水や自宅裏の河川水を利用して、「あまり外へ出るな」というアドバイスを受け、事故発生から断水が回復するまでの、数日間、無防備に汚染水を体内に取り込むこととなった。そして原発が二度目の爆発を起こした後も、「速行する」という発想にいたらず、自宅から500メートルほどの場所にある原告3の3の美家の畑で野菜をとって食べていた。	被告国や県から原発施設からの放射能流出に関する具体的な情報が示されなかったが、本水道が断水したため、原告3らは、家庭用水として、井戸水や自宅裏の河川水を利用して、「あまり外へ出るな」というアドバイスを受け、事故発生から断水が回復するまでの、数日間、無防備に汚染水を体内に取り込むこととなった。そして原発が二度目の爆発を起こした後も、「速行する」という発想にいたらず、自宅から500メートルほどの場所にある原告3の3の美家の畑で野菜をとって食べていた。	原告3の1は、平成23年4月から学校が再開され、不安を感じていたものの、学校からの指導があったので、小学校への通学を再開したものであり、被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いたことにより無用な被ばくを被ったものである。	長男及び二男が今までなかったドロップとして鼻血を出すようになったこと等から、原告3の3は子どもたちの判断を受けたこと等から、原告3の3は子どもたちの健康被害について不安を抱くようになった。現在では、本件事故直後、無防備に井戸水を飲み、川から汲んだ水を生活用水として使用していたこと、食料についても気をつけず、美家の畑の野菜を警戒心もなく食べていたこと等を悔やんでいる。被告国や県が子どもたちだけでなく自らの責任で避難させていけば、原告3らがこのような不安を抱く必要はなかった。		
5の1～5	原告5らは、当時放射線や被ばくに関する知識がなく、3月12日頃、知人から逃げないことやばいことになると助言されても避難する判断をすることができなかった。川原町でも避難指示が出されたのは山本聖地区区だけであつた。原告5らが避難する判断をすることができなかったのは、被告国や県からの正確な情報や知識が周知されていなかったためであり、具体的な線量やその危険性について周知されていたなら、原告5らはより低線量の地域に避難して無用な被ばくを避けることができたはずであつた。	原告5の4は、平成23年4月、少し遅れて学校が再開されたことにより、早すぎると思われ、被告国が20ミリシーベルト通知にもおかししい、原発事故の危険性をとことん聞きたいのだからと思っていた。しかし、学校が再開した以上、通わせないわけにはいかなかったため、原告5らを通学させた。原告5の1ないし3は、被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いたことにより無用な被ばくを被ったものである。	原告5の4は、平成23年4月、少し遅れて学校が再開されたことにより、早すぎると思われ、被告国が20ミリシーベルト通知にもおかししい、原発事故の危険性をとことん聞きたいのだからと思っていた。しかし、学校が再開した以上、通わせないわけにはいかなかったため、原告5らを通学させた。原告5の1ないし3は、被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いたことにより無用な被ばくを被ったものである。	原告5の4は、本件事故当時、放射線や被ばくに関する知識はほとんどなかったが、友人から避難を勧められたこと等から、不安を抱くようになった。避難するか否かについて真剣に悩んだが、3年前に自宅を新築したばかりで、住宅ローンを抱えて避難生活を成り立たせることはできないと考え、断念した。現在のこと、子どもたちは健康被害は出ていないが、将来が不安である。川原町は避難指示が一部の区域に止まった。自分たちにも避難指示を出して欲しい。避難できるのにという思いを未だに抱いている。被告国や県が子どもたちだけでなく自らの責任で避難させていけば、原告5らがこのような不安を抱く必要はなかった。		

準備書面(53) 原告番号	情報隠蔽行為	安定ヨウ素剤問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
12の1~4	(原告12らがいわきわき市から) 3月15日に避難するまでは子どもを連れて水や食料を求めて外に並び、避難するときも車の窓を開けていた。原告12は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたら、早く避難したところを避けたらいい」と思っている。原告12は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたら、早く避難したところを避けたらいい」と思っている。原告12は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたら、早く避難したところを避けたらいい」と思っている。原告12は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたら、早く避難したところを避けたらいい」と思っている。	12の1は、事故後1年以内に甲狀腺検査で腫瘍が見つかった。またその頃から原因不明の頭痛や眼痛に悩まされている。原告12は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたら、早く避難したところを避けたらいい」と思っている。原告12は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたら、早く避難したところを避けたらいい」と思っている。原告12は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたら、早く避難したところを避けたらいい」と思っている。原告12は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたら、早く避難したところを避けたらいい」と思っている。	原告12の4は、平成23年4月、被告国の20ミリシーベルト通知に対し、年20ミリシーベルトは高すぎる、危険だ、子供たちを守ろうとしていないと思つた。しかし、幼稚園が再開されたため、原告12の1を帰国させた。	子どもらは、本件事故後1年が経過するところから原因不明の頭痛や眼痛に襲われるようになった。原告12の4は、子どもたちは無用な恐怖をさせられたと考へており、その最大の理由は、国や自治体が直ちに子どもたちを避難させたからだと考へている。被告国や原告12らだけが子どもたちだけで自らの責任で避難させたわけではない。原告12らがこのような不安を抱く必要はなかったのである。	
14の1、2	原告14らの居住する浜通り地方では3月12日頃から高い線量が記録され始めていることが、原告14らは全くそのことを知らされることなく、テレビでは健康に問題はないと高つていたので安心して13日まで戸外の車中で過ごしていたのである。原告14の2は、「福島原発事故直後に高い線量が記録されたことを知らなかったのですが、もし知っていたら、もちろんすぐに避難してしました。『国は自治体の現実の対応については、ひどいと思います』と述べている。	原告14の2は、被告国が避難を認めれば、原告14の2は、原告14の1を連れて避難を継続できたのであり、原告14の1、2は、被告国が違法に年20ミリシーベルトまでの恐怖を強いることにより無用な恐怖を被ったものである。	被告国が避難を認めれば、原告14の2は、原告14の1を連れて避難を継続できたのであり、原告14の1、2は、被告国が違法に年20ミリシーベルトまでの恐怖を強いることにより無用な恐怖を被ったものである。	本件事故前、原告14の2は、被ばくについての知識は殆どなかった。その後、被ばくによる健康リスクについては勉強し、行政がした措置について大きな不安を抱くようになった。基準よりも線量が高いから基準値を引き上げるのではなく、子どもたちを基準よりも低い場所に集団で避難させるべきであったと考へていて、被告国や原告14らだけが子どもたちだけで自らの責任で避難させたわけではない。原告14らがこのような不安を抱く必要はなかった。	
19の1~4	3月12日に1号機の爆発を知り、家族で東京都港区に避難したが、原告19の3だけは、被災者の支援活動のために3月17日に福島に戻り避難活動にあたった。しかし、原告19の3は、放射線について詳しい知識がなく、被告国や原告からの情報もなかったため、マスクをする程度のきわめて無防備な格好のまままでおこなっていた。まもなく知識のある友人に自宅付近の線量を測定してもらったところ、毎時2~3μSvもあることがわかった。	本来、被告国が違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いることなく住民に避難をさせていけば、原告19の3は、2011年3月17日から同年5月20日まで子どもたちを須賀川市で居住させ、被ばくされたことを悔やんでいる。そして、政府は、子どもたちに対しきちんと避難措置をとるべきであったと考へている。被告国や原告19の3が子どもたちだけで自らの責任で避難させたわけではない。原告19の3がこのような苦痛を感じる必要はなかった。	本来、被告国が違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いることなく住民に避難をさせていけば、原告19の3は、2011年3月17日から同年5月20日まで子どもたちを須賀川市で居住させ、被ばくされたことを悔やんでいる。そして、政府は、子どもたちに対しきちんと避難措置をとるべきであったと考へている。被告国や原告19の3が子どもたちだけで自らの責任で避難させたわけではない。原告19の3がこのような苦痛を感じる必要はなかった。	原告19の3は、2011年3月17日から同年5月20日まで子どもたちを須賀川市で居住させ、被ばくされたことを悔やんでいる。そして、政府は、子どもたちに対しきちんと避難措置をとるべきであったと考へている。被告国や原告19の3が子どもたちだけで自らの責任で避難させたわけではない。原告19の3がこのような苦痛を感じる必要はなかった。	
20の1~3	3月14日から19日頃までは飯能市内のホテルに滞在していたが、当時、関東方面にも放射線物質が飛来し線量が高くなっていたにもかかわらず、被告国からの情報もなかったため、食料の調達や外食、コインランドリーへの往復などの際に長女を連れて外出し、無用な被ばくをさせられた。	原告20の1ないし3は、平成23年3月12日、避難を開始し、東京都青梅市のワンルームアパートで避難生活を送っていた。しかし、医師である原告20の2が患者のために同日26日には自宅のある郡山市に戻った。その後原告20の1、3は転校先を探すなどしていたが、同年4月8日、原告20の1が通学する学校が再開すると連絡があったことなどから、郡山市に戻ることに決めた。	原告20の1ないし3は、平成23年3月12日、避難を開始し、東京都青梅市のワンルームアパートで避難生活を送っていた。しかし、医師である原告20の2が患者のために同日26日には自宅のある郡山市に戻った。その後原告20の1、3は転校先を探すなどしていたが、同年4月8日、原告20の1が通学する学校が再開すると連絡があったことなどから、郡山市に戻ることに決めた。	原告20の1~3は、被ばくを避けるために気を付けて生活してきたが、長女は、甲狀腺多発性嚢胞の診断を受け、疲れやすくて体調が悪くなり、原告20の3も、甲狀腺嚢胞の診断を受け、子宮筋腫の手術を受け、極度の倦怠感、頭の回転の鈍さ、目のかすみ、飛蚊症や手足、飛蚊症が等々を自覚するようになった。原告20の3は、行政は、子どもたちを直ちに避難させるべきだと考へている。被告国や原告19の3が子どもたちだけで自らの責任で避難させたわけではない。原告20の3がこのような不安や苦痛を抱く必要はなかった。	

準備書面(53) 原告番号	情報隠蔽行為	安定ヨウ養育問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
21の1-5	原告21の1が避難したのは15日の夜遅く、テ キッパけであって、もともと知識もなく、テ レビの情報くらいしかなかった。このため、 原告21の1は、12日頃からのいわき市周辺 での線量上昇も知らされず、無用な被 ばくをさせられた。		原告21の4は、いわき市内にとどまり、原告21の 1がいし3、5が母子避難をした。しかし、自主避難 者への支援がないなか、避難先での就職活動が難航 し、二重生活の金銭的・精神的負担もあつたこと、 避難先でいた母子4人を呼び戻すこととした。原告 21の4の就職先が決まらなかつたため、最終的に 移住を断念し、平成25年3月下旬からは、家族全員 でいわき市に戻ることにした。この生活は平成26年3 月下旬に大分県別府市に移住するまで続き、その間、 被ばく量が20mSvまでの被ばくを強いこと、無用な 被ばくを被った。	原告21の4は、子どもたちの被ばくを避けたいとの 思いから、他県で安定した職を得るために様々な努力 をしたが果たせず、妻子は、茨城県、横浜府と避難先 の生活を再開したものの、子どもを被ばくさせてい るという背徳感から、就職活動を続け、ようやく別府 市に職を見つけ、家族で移住して、今日に至ってい る。その間、避難先の親せきにも迷惑をかけたこと、 する後悔、長く続いた二重生活による経済的困窮、移 住を強行したことによる両親との亀裂、移住先におけ る孤立、先行きの見えない生活等によって精神的に疲 弊を感している。 原発事故による被ばくから子どもを守るという、本来 の支援も与えられない個々の親に委ねられたという構 造の中で、のたうち回った一つの家族の典型例がこ こにある。被告国や県が、その責任で子どもたちを置 き捨てたならば、原告21の家族らは、このように苦 しみむことはなかった。	
22の1、2	原告22の1が、東京都東大和市への母子避難 に踏み切ったのは平成23年5月のことであ り、それまでは被告国や県が放射線の危険性 や線量についての情報を出さなかつたため、自宅 の庭に毎時2.0μSV近いボットスポット が存在する中で生活していた。4月に学校が 再開されると、娘の学校からは「本日は2. 2μSVだから大丈夫です」というお便りが 配布されるなどし、被告国や県が正しい情報 を隠ぺいしたために、ことさらに放射線の危 険性を強調した情報が横行し、このために原 告22の1は、母子避難が避け、無用な被ばく をさせられた。		原告22の1の入学式には山下徹一氏の「10mSv以下で あれば、子供の健康被害は全くありません。」という ことが記載されたプリントが配布され、学校は通常 通りに始まり、給食も地産地消、やがて福島県産の牛 乳が出されるようになり、家から舞臺した水を飲むこ とも禁じられた。	本件事故当初、原告22の2は、三春町の自宅、長 女を被ばくから守りながら生活しようと考えていた。 しかし、学校の無理難題(高線量の中での授業開始、屋 外活動の従来通りの実施、地産地消の給食等)から、 これでは長女を守る事ができなかつたと考えて母子避難 を決意した。その後は、経済的困窮、避難先での娘に 対するいじめ、住宅支援の打ち切り等で苦しんでき た。被告国や県が、その責任で子どもたちを避難させ ていけば、原告22の家族らは、このように苦しむこ とはなかった。	

準備書面(53) 原告番号	情報開示行為	安定ヨウ養病問題	20msV・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
23の2	福島市では15日から高い濃度が観測されていたが、原告23の2は、14日から17日まで、1日2時間くらいは息子とともに外に出て水を汲みに行った。そして17日には、息子だけを郡山市の親戚宅にバスで行かせ、18日に息子を福島市にとんぼ返りさせた上で家族三人で福島駅から新管行高濃バスに乗り、避難先に向かった。しかし、このときも被告国や県からの情報がなかったために、外で1時間以上バスを待つこととなった。	原告23の2の息子には小さな薬箱が複数見つかった。原告23の2は、「最悪の予想を立ててその生民にはヨウ養病の配布や服用の説明、必要なときは服用をさせるべきだ」と思っています。」 「(福島県が県立医科大関係者によるみ安定ヨウ養病を服用させたことについて)事実ならこれは罪に問えないのでしょいか? きわめて非人道的非倫理的で職員にあるまじき行為です。」	3月28日に、原告23の1が通学していた中学校から29日に卒業式を行うと連絡があったため原告23の1、2は避難先から福島市に帰宅、4月から通常どおり1学期が始められた。原告23の2は、校舎内の放射線を測るよう申し入れたが拒絶された。平成23年8月に京都に避難するまで福島で生活せざるを得なかった。	誤得して京都に連れてきた原告23の2の長男は、京都での学校生活になじめず、勉強面でもそれ以外でもすべてのことに意欲を無くし、「福島に帰りたい」と原告23の2を罵った。原告23の2は、福島の高校を受験することを受け入れようとしたが、長男自身が、自主避難者に対する非難や中絶に怯え、福島に帰る決断ができなかった。結局京都の高校に進学したが、勉強にも運動にもすべてのことに意欲を失った。原告23の2は、子どもを危険から遠ざけようとして必死で行動したのであるが、結果として長男に大きな負担をかけることになってしまった。被告国や県は、福島県の子どもたちを避難させるべきだった。それをしなかったため、避難指示が出なかった地元の親たちは、避難生活の困難と無用な被ばくの究極の選択を迫られ、自主的に避難した者は、ほとんど支援のない中で孤立し、疲弊し、精神的に病んだ者も多く出た。被告国や県が子ども達を集団避難させていけば、原告23の2がこのような苦しみを負うことはなかった。	
29の1~5	原告29からは、事故直後、食品品の屋外の行列に二人の子どもの連れられて並んだり、トイレ用の水を汲みだす小川まで何度も5歳の子どもを行かせたり、全く放射能に対して無防備に生活していた。事故後1ヶ月間くらいは、家族は通常のように外出し、子どもも庭など家の外に出していた。 「その当時、もし高濃度の事業やその意味を知っていたならば、子どもたちにもっと慎重な行動を取っていたはずですが」「もっと早く、事の重大性、危険性など、国や自治体が対応すべきだった」	29の1は県立健康調査2回目、3回目とA2判定。声枯れにも気がつくようになっていった。 「(福島県が県立医科大関係者によるみ安定ヨウ養病を服用させたことについて)もし本当であったのなら許さないことです。」	原告29の9は、輸送車である原告29の2の仕事のことで、家族がばらばらになることが考えられなかったことともあって避難をしないことであるが、それは、被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いたことによるものであり、まさにこのような被告らの行為により、無用な被ばくを被ったものである。	原告29の9の家族は、同29の2の仕事が終わることになり、家族がバラバラになるという運ができてきたことから、避難はしなかった。原告29の3は、本件事務当初は、被ばくについての知識もなかったため、普段のように外出し、食品品行列に子どもを連れだしたり、子どもも指示して小川までトイレ用の水を汲みだすかたまりもした。やがて、被ばくについての知識を得るようになり、これらのことを激しく悔やむようになった。 被告国や県が子どもたちだけでなく自分らの責任で避難させていけば、原告29の9がこのような不安や苦痛を抱く必要はなかった。	
31の1~5	原告31の1と2は、3月17日に、父親(原告31の5)の会社が手配してくれたバスにより静岡県に避難したが、それまでは、被告国や県からの放射線流出の情報がなく、自宅、自宅及びその周辺で、事故前とほとんど変わらない生活をしてきた。また、4月末には自宅に戻り、幼稚園に通うようになったが、慶利地区が比較的高濃度に汚染されていることを知らされていなかったので、砂場等で遊ぶ機会も多く、その結果、無用な被ばくを被り、内臓被ばくを蒙った。	平成23年4月、幼稚園再開に伴って、原告31の1、2は福島に戻って地元幼稚園に通うようになった。その後原告31の1、2、4、5は平成23年10月に埼玉県にいったん引越すが、最終的には平成26年4月に母子避難を終了して福島市に戻らざるを得なくなった。 原告31の1、2が平成23年4月に福島に戻ったことや、原告31の1、2が平成26年4月、福島に戻ったことは、いずれも被告国や県が違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いたことによるものであり、まさにこのような被告らの行為により、無用な被ばくを被ったものである。	原告31の4と次は、2011年3月18日、両親に依頼して、長女と二女を静岡県まで避難させてもらった。同年4月末、娘二人は、避難先から帰宅して、地元の幼稚園に通うようになった。同年5月、原告31の4は、3人の子どもを連れて埼玉県の親せきの家まで避難した。原告31の4は、その後3年間母子避難を続けたが、2014年4月、これ以上母子避難を続けることはできないと判断し、自宅に戻った。被告国や福島県が行政の責任で子どもたちを避難させていなかったら、原告31の家族は、長期の二世生活で苦しまなければならなかったであろう。		

準備書面(53) 原告番号	論点	情報隠蔽行為	安定ヨウ素郡問題	20mSv、学校再開問題	集団避難問題	山下発言
33の1-5		原告33らは、被告国及び福島が郡山市の客観的な線量及びそれらが持つ意味や危険性を十分周知させていなかったため、平成23年4月当時、それらを知らないままに帰宅したものであって、「もし、知っていれば、郡山市への帰宅を遅らせたと思います」と述べている。		被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いており、原告33の2は、自宅のある郡山市内の客観的線量やその線量が持つ意味を知らなかったために、東京にいた原告33の3らと郡山市に帰宅させた。その結果、原告33の3らは、無用な被ばくを被った。	2011年4月に霧が里開り出産から帰宅した当時、原告33の3らは、郡山市の線量やその持つ意味を知らなかった。原告33の2は、今日でも、帰宅が早すぎたのではないかと悪い思いを拭くことができない。郡山市の自宅に帰宅後、原告33の2と妻は、改めて家族全員で避難することを何度も話し合ったが、原告33の2には家業の継業があったため、踏み切ることができなかった。そして、子どもたちの将来の健康について不安を抱いている。被告国や福島県が子どもの避難を実施していれば、原告33の3らはこんなに苦しむことはなかった。	
40の1-4		福島市浪川地区は高い線量が記録されている場所であるが、事故当時被告国や県は客観的な線量やその危険性についての情報を開示していなかったため、原告40の4らは、まったくそれらを知らずいた。原告40の4らが3月16日に避難を求めたのは、事故直後、次女である原告40の4が大量の嘔血を出したり、原告40の2の妹から「どうも危ない」という電話をもらったのがきっかけであった。	原告40の4らは、平成23年3月16日から5月5日まで千葉県茂原市に避難していたが、同年7月15日には、原告1を除く母子だけで埼玉県嵐山町に避難をしている。 原告40の1は、平成23年4月19日、20ミリシーベルト通知が寄せられたのを知って、福島はそれだけ汚染されているんだなと思った。それだけ汚染されていることを文料着は認めながら、基準値を年20mSvに引き上げると言ってきたと受け止めた。	被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いており、原告33の2は、自宅のある郡山市内の客観的線量やその線量が持つ意味を知らなかったために、東京にいた原告33の3らと郡山市に帰宅させた。その結果、原告33の3らは、無用な被ばくを被った。	本件事故当時、原告40の4らは、被ばくに対する知識は全く持っていなかった。郡山市の線量やその持つ意味を知らなかった。また、本件事故直後に高い線量が記録されたことも知らなかった。原告40の1は、子どもと母親たちを集団避難させたフェルノブイリ原発事故のように、線量が低いところから速やかに安全な場所に集団避難すべきであったと述べている。 子どもたちの健康については、原告40の4が平成23年3月12～15日に大量の嘔血を出したこと以外、目立った異常はない。しかし、原告40の1は、子どもたちの今後の健康については強い不安を抱いている。被告国や福島県が、子どもたちだけでも集団避難させておけば、原告40の4らは、強い不安を抱く必要はなかった。	
44の1、2		原告44の1は、事故当時福島市南沢に夫、妻の父とともに居住していた。3月13日から福島県浪江町に避難し、3月15日に新緑市のビジネスホテルに避難、3月21日に会津若松に引っ越している。3月13日に避難したのは妻のアドバイスのためだったが、被告国や県からの情報開示がなかったため、それまでの間、水やオウリンなどを求めて夫婦で外に並ぶなどして無用な被ばくをさせられている。	原告44の1は、平成23年3月13日から避難を開始し、同日21日には会津若松市において避難生活を続けた。原告44の1は、20ミリシーベルト通知を知ったとき、私たちの健康被害よりもっと大事なことがほかにあるんだと思われ、自分たちはやっぱり見捨てられるのだと感じた。 その後、原告44の1は、平成25年1月になって、避難生活中に出産した原告44の2と一緒に福島市内の乗客に戻った。	被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いており、原告33の2は、自宅のある郡山市内の客観的線量やその線量が持つ意味を知らなかったために、東京にいた原告33の3らと郡山市に帰宅させた。その結果、原告33の3らは、無用な被ばくを被った。	2011年1月、原告47の1は、夫、長男とともに福島県に避難した。その後夫は、福島への帰郷を望むようになり、避難の継続を希望する原告47の1と妻とが隔たったため、2012年8月、夫婦は離婚した。その後、原告47の1、2は、現在も福島県で避難生活を続けている。 現在のところ、長男の健康に異常は現れていないが、原告47の1は、約9か月もの間、郡山市内で長男を被ばくさせたことを悔やみ、長男の今後に不安を抱いている。被告国や福島県が子どもの避難を実施していれば、原告47の1らはこんなに苦しむことはなかった。	私のまわりには、山下第一長や会津若松市の放射線測定アドバイザーの話を聞いて「避難しなくても大丈夫だよ」と安心をした感想という人がいました。
47の1、2		原告47の1は、事故当時郡山市も15日から高線量を記録しているが、当時、被告国や県が情報を伝達しなかったため、原告47の1は全くそのことを知らず、また放射線量の数値の持つ意味や危険性もわからなかった。原告47の1は、「もし情報が与えられれば、私は、その時点で、短期間で帰郷しても避難したのではないかと思います」と述べているが、実際には情報の開示、伝達がなかったため、避難した時期は平成24年1月と事故後9ヶ月余り後となった。このため、原告47の1は、その間無用な被ばくをさせられた。	原告47の1は、平成23年3月13日から避難を開始し、同日21日には会津若松市において避難生活を続けた。原告47の1は、20ミリシーベルト通知を知ったとき、私たちの健康被害よりもっと大事なことがほかにあるんだと思われ、自分たちはやっぱり見捨てられるのだと感じた。 その後、原告47の1は、平成25年1月になって、避難生活中に出産した原告47の2と一緒に福島市内の乗客に戻った。	被告国らが違法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いており、原告33の2は、自宅のある郡山市内の客観的線量やその線量が持つ意味を知らなかったために、東京にいた原告33の3らと郡山市に帰宅させた。その結果、原告33の3らは、無用な被ばくを被った。	2011年1月、原告47の1は、夫、長男とともに福島県に避難した。その後夫は、福島への帰郷を望むようになり、避難の継続を希望する原告47の1と妻とが隔たったため、2012年8月、夫婦は離婚した。その後、原告47の1、2は、現在も福島県で避難生活を続けている。 現在のところ、長男の健康に異常は現れていないが、原告47の1は、約9か月もの間、郡山市内で長男を被ばくさせたことを悔やみ、長男の今後に不安を抱いている。被告国や福島県が子どもの避難を実施していれば、原告47の1らはこんなに苦しむことはなかった。	

準備書面(53) 原告番号	誠点	情報開示行為	安定コロナ業務問題	20mSv、学校再開問題	集団避難問題	山下発言
54		事故直後、被告国や県から放射線量の数値やその意味、とるべき防護措置の方法について情報が得られなかったために、原告54は子どもたちを水くみの手伝いとして一軒に別の列に並べせたり、トイレ用に汚染されている可能性の高い阿武隈川の水をもち帰ったり、あるいは藁藁に子どもたちを熊赤山に連れ出したりなどしてしまい、このために原告54は自らやその子どもたちを無用に被ばくさせてしまった。	安定コロナ業務問題 県民健康調査で、娘は初回、2回目ともA1、息子はA2の判定。 〔(福島県が県立医科大岡橋君にのみ安定ヨウ素剤を服用させたことについて) 監査スタッフだけが検閲できなかった。〕	長女、長男らの通う学校は先手を打って、試験的に除染をいち早く実施していたが、まだ、市内全部が安心を確保できるまでの確度はなく、線量の高い所が学校の周りにも多数点在していたにも関わらず、四月に学校が再開された。重くの迷宮な措置もとられていて立ち入りできないような状況でも、除染して数年経つても線量を減らさなかった箇所があったのに、プールの授業に関しても、再開の時点でも、除染が露出し、線量が落ちなかった箇所があったのに、プールの授業に立ち入りできないような状況でも、除染して数年経つても線量を減らさなかった箇所があったのに、プールの授業に立ち入りできないような状況でも、除染して数年経つても線量を減らさなかった箇所があった。	本件事故後、原告54は、直ちに避難するとの決断ができず、情報を集めたが、被ばくによる健康リスクを否定する意見、再定する意見等、さまざまな意見が翻弄された。自宅周辺の線量の計測、行政による除染が得てないために自宅周辺のホットスポットを仮除染してもらい、周囲からの食材の取り寄せ、保養への参加等、様々な被ばく対策をした上、約2年間意識的に自主避難した。 それでも、長男県民健康調査の結果検査でA2判定を受けた。長男は心臓が痛むと訴えることがある。また、受検を嫌がる子どもにも代わって原告54自身が原検査を受けたところ、セシウムが検出された。行政が子どもたちだけでなくでも避難させておけば、原告54は、ここまでの精神的苦痛を受けなかったであろう。	「そもそも、テレビでは枝野官房長官が「今すぐ影響はない」として、山下徹一教授も「安全だ」と言っていたので初めは「大丈夫なのか」と思っていました。春先にしていました。しかし、様々な情報が入ってくるにつれて段々不安になり、「本当に大丈夫なのか」と心配が埋まっていきました。そして、「先ずは放射能汚染がどの程度なのかテレビを見ながら誰か正しい答えを得て行動しよう、また、必要があれば、直ちに行政や国からの何らかの指示が出るだろう」と期待しましたが、それは大きく裏切られてしまう結果になりました。」
57		原告57は、陳述書(甲F57)に記載のとおり、事故当時、夫及び長女(当時17歳)らとともに東白川郡に居住していた。(中略)しかし、被告国や県から、放射線流出に関する適切な情報は開示されず、避難措置が取られなかったため、無用な外部被ばく、内部被ばくを受けている。	原告57は、20ミリシーベルト通知が突出され、県の教育委員会がこれに簡単に従ったことに驚き、これでは子どもが安全基準の実務者にされたいと感じた。 原告57は、長女にはプールの授業だけは受けたくないと言いつけたが、体育教師は、「神経質」と批判し、男子生徒には、これ見よがしに胸牌をまたいで胸立を伏せさせたこともあり、長女には、教師とのほざかすで悪い思いをさせたと考えている。	原告57は、2011年3月19日に長女を千葉県で居住していた長男宅に避難させたが、高校の授業が例年通り開始されることを知った長女は同年4月2日、千葉県に帰郷した。原告57は、長女が高校で被ばくすることを避けさせようとしたが、高校の教師は、プールの授業をまたいで胸立をさせさせると、意図的に被ばくさせようとしていたと訴えている。原告57は、長女は胸立をさせさせようとしていたと訴えている。原告57は、長女は胸立をさせさせようとしていたと訴えている。原告57は、長女は胸立をさせさせようとしていたと訴えている。	原告57は、2011年3月19日に長女を千葉県で居住していた長男宅に避難させたが、高校の授業が例年通り開始されることを知った長女は同年4月2日、千葉県に帰郷した。原告57は、長女が高校で被ばくすることを避けさせようとしたが、高校の教師は、プールの授業をまたいで胸立をさせさせると、意図的に被ばくさせようとしていたと訴えている。原告57は、長女は胸立をさせさせようとしていたと訴えている。原告57は、長女は胸立をさせさせようとしていたと訴えている。	(「福島県が呼びよせた山下徹一さんの講演は、ネットで見ましたが、「ニコニコしている人には放射能は来ない」というフレーズを聞いたとき、この人は頼まれた仕事をしているだけだと思いました。しかし、放射能の危険性について知識のなかった住民は、この山下さんの発言を聞いて安心してしまいました。そういう発言をする人に何度が会いました。」)
59		事故発生から数日後、長男や次男が鼻血を出したり、目の下に腫い腫を作ったことなどが続いたため、被告国や県からは、放射線の危険性に関する情報の開示や説明はなかったものの、3月19日に子ども2人を連れて(二本松市から)広島県に避難している。 被告国や県が、事故直後に二本松市の放射線量や放射線の危険性等の放射線防護に必要な情報を開示しなかったため、二本松が汚染されているという情報はなく、原告59は、3月19日に避難するまでの間、子どもたちには外出する際にマスクをさせる程度でそれ以上には気遣うことをせず、自らも食料やガソリンに気遣うために外に並ぶなどして、無用な被ばくをさせられた。	原告59は、平成23年4月20日の20ミリシーベルト通知によって学校が再開されたことより、これでは、子どもたちにどんな被害が出るかわからない、この数字で安全と考えると考えているのならば、無知にも程があると思った。	2011年3月19日、原告59は子ども2人を連れて広島の実家に避難した。しかし、幼稚園が再開する本件事故後、子どもたちは病気がちになった。原告59は、子どもたちを避難させるのが2011年3月19日まで遅れたこと、同年4月8日に帰郷してしまっただけでも後悔している。行政が、子どもたちだけでなくでも避難させておけば、原告57は、このような精神的苦痛を受けなかったであろう。	2011年3月19日、原告59は子ども2人を連れて広島の実家に避難した。しかし、幼稚園が再開する本件事故後、子どもたちは病気がちになった。原告59は、子どもたちを避難させるのが2011年3月19日まで遅れたこと、同年4月8日に帰郷してしまっただけでも後悔している。行政が、子どもたちだけでなくでも避難させておけば、原告57は、このような精神的苦痛を受けなかったであろう。	

原簿書面 (53) 原告番号	論点	情報隠蔽行為	安定ヨウ養問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
66		原告66はこれまで原発や放射能についての知識はほとんどなく、被告国や県による情報伝達もなかったため、原発事故についても、はじめてのうちに速くは逃げるように思い、自分に関係があるとは思わなかった。郡山市の線量が著しく高くなった3月15日頃に、自宅のある郡山市の線量を全く知らず、何の防護措置をとることもできず、このため無用な被ばくをさせられた。	原告66は、平成26年3月、長女の幼稚園入園を機に郡山市内の自宅に戻った。幼稚園が再開されているために負担の大きい母子避難を継続できずに自宅に戻ったのであり、原告66は、被告国らが違法に年20mSvレベルまでの被ばくを強いことにより、無用な被ばくを被ったものである。	原告66は、2011年3月20日、原告66は、娘を連れて茨城県の実家に避難したが、同年4月初旬、自宅に戻った。その後、同年下旬から2014年3月まで、原告66は、娘とともに新潟県に母子避難した。原告66は、郡山の線量が最も高かった2011年3月15日当時、線量を知らず、被ばくに対する知識もなかった。現在、娘の健康に問題はないが、心臓する気持ちを抑えることはできない。避難生活を続けたのは親の都合であると思っており、いずれ自立できる年齢になれば、安心できる場所です生活してほしいと願っている。行政が、子どもたちだけでも精神的苦痛を受けていることはなかった。	原告66は、2011年3月27日、妻を岡山県に避難させた。その後、札幌に移住することを決め、2012年3月、まず妻が札幌に転居し、同年6月、原告70の3も札幌に転居した。子どもたちは、避難先の岡山で立って続けて今まで避難したことの内容及び鼻血を出した。次男は、県民健康調査の甲状腺検査でA2判定を受けた。原告70の3自身も、福島原発事故のあと、肺炎、気管支炎、糖尿病への罹患、血小板の悪化等、不調が続いている。原告70の3は、子どもたちの健康に不安を抱いている。行政が、子どもたちだけでも速やかに避難させていけば、原告70の3は、このような精神的苦痛を受けることはなかったのである。	「今でも納得できず、憤りを感じているのは、福島県が「安心置換キャンペーン」の下、山下俊一氏を招いて、「福島県内は大丈夫だ」「子どもを県外で遊ばせてもいい」と講演をさせたことです。彼の発言には、頭を金で打たれたような衝撃を受けました。彼ら講演は、できるだけ被ばくを避ける努力をしていた（中略）周りでは、それまで、福島は安全だと信じていたが、声を上げられなかった人たちが、山下氏の「安全です」という講演を聞いて、「はら、やっばり」という声があがるようになりました。安全と思いたいという人の弱みに付け込みた卑劣な講演だと思います。」
70の1~4		原告70からは、事故当時、福島市浜利地区に居住していた。当時、長男（原告70の2）は9歳（小3）、二男（原告70の3）は6歳（保育園年長）であった。福島市は3月15日夕方からは高線量となり同日午後7時には毎時24μSvを記録している。被告国や県が情報を開示せず、SPEDIによる計算結果も公表しなかったため、原告70の1は、実際に高線量が記録されるまで、福島市内には高濃度の放射線物質は来ないのではないか、という期待を抱いて福島市内に居続け、無用な被ばくを余儀なくされた。	原告70の1は、平成23年4月、20mSvレベルの上通知を聞いたとき、「国はもう何もしないと決め、私たちは見捨てられた、たまた福島県民の流出を防ぐために、この通知は出された」と思った。	原告70の1は、2011年3月27日、妻を岡山県に避難させた。その後、札幌に移住することを決め、2012年3月、まず妻が札幌に転居し、同年6月、原告70の3も札幌に転居した。子どもたちは、避難先の岡山で立って続けて今まで避難したことの内容及び鼻血を出した。次男は、県民健康調査の甲状腺検査でA2判定を受けた。原告70の3自身も、福島原発事故のあと、肺炎、気管支炎、糖尿病への罹患、血小板の悪化等、不調が続いている。原告70の3は、子どもたちの健康に不安を抱いている。行政が、子どもたちだけでも速やかに避難させていけば、原告70の3は、このような精神的苦痛を受けることはなかったのである。	原告70の3は、2011年3月27日、妻を岡山県に避難させた。その後、札幌に移住することを決め、2012年3月、まず妻が札幌に転居し、同年6月、原告70の3も札幌に転居した。子どもたちは、避難先の岡山で立って続けて今まで避難したことの内容及び鼻血を出した。次男は、県民健康調査の甲状腺検査でA2判定を受けた。原告70の3自身も、福島原発事故のあと、肺炎、気管支炎、糖尿病への罹患、血小板の悪化等、不調が続いている。原告70の3は、子どもたちの健康に不安を抱いている。行政が、子どもたちだけでも速やかに避難させていけば、原告70の3は、このような精神的苦痛を受けることはなかったのである。	「今でも納得できず、憤りを感じているのは、福島県が「安心置換キャンペーン」の下、山下俊一氏を招いて、「福島県内は大丈夫だ」「子どもを県外で遊ばせてもいい」と講演をさせたことです。彼の発言には、頭を金で打たれたような衝撃を受けました。彼ら講演は、できるだけ被ばくを避ける努力をしていた（中略）周りでは、それまで、福島は安全だと信じていたが、声を上げられなかった人たちが、山下氏の「安全です」という講演を聞いて、「はら、やっばり」という声があがるようになりました。安全と思いたいという人の弱みに付け込みた卑劣な講演だと思います。」